

# くらしの

# 鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.17

困ったときは、早めに相談を

生活・消費相談センター  
(市役所3階 広報情報課内)  
毎週月～金曜日 8:30～17:15  
※祝日は除く  
電話 21-6682

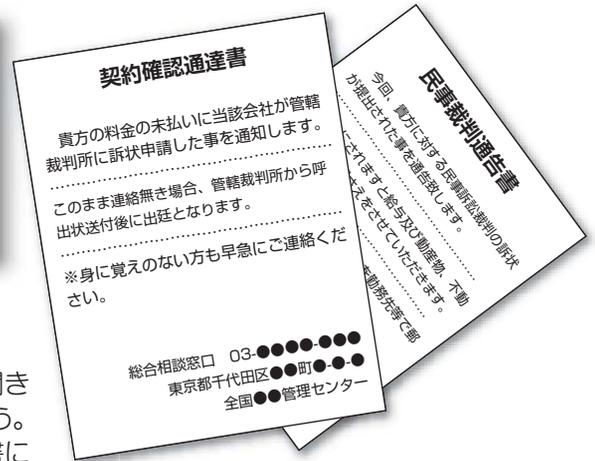
## ハガキ・メールの架空請求にご用心

架空請求詐欺とは、ハガキやメールなどを利用して、不特定多数の人に対し、身に覚えのない請求を一方的に送り、現金を口座に振り込ませるものです。

最近、その中で特にハガキによる架空請求の相談が多くあります。その文面はさまざまですが、共通して「最終通告」「民事裁判」といったタイトルで不安をあおり、至急電話するように促します。請求金額や内容など具体的な記載はなく、公的機関と勘違いするような名称で送付しています。

### 事例 1

「契約確認通達書」と書かれたハガキが全国〇〇管理センターと称するところから送付され、料金の未納があり、連絡がない場合は裁判になるので、至急電話するように書いてある。万が一身に覚えがない時も連絡するよう書いてある。何のことが全く身に覚えもなく、不可解ではあるが、裁判になると書いてあり心配である。



### だまされないためのかぎ

- 身に覚えのない請求は無視してください。
- 電話すると相手に電話番号を知られるとともに、個人情報を出されてしまう恐れがありますので電話をしないようにしましょう。
- ※裁判所からの通知であれば、原則「特別送達」という郵便で封書により送付されます。

### 事例 2

メールが突然送付され、「最終通告です。有料サイトの料金が未払いなので、本日17時までには振り込んでください。支払いがない場合は、自宅や勤務先に取り立てに行きます。」となっている。心配でありどうしたらよいか。



### だまされないためのかぎ

- 利用していなければ無視してください。
- 送信元には問い合わせをしないでください。問い合わせをすると相手に個人情報を伝えることがあります。

詳しくは生活・消費相談センターにご相談ください。

## 広報 いずも 第108号

9月は第1・3木曜日発行

発行日:平成21年(2009)9月3日

発行:出雲市

編集:広報情報課  
〒693-8530 出雲市今市町70  
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509  
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

http://www.city.izumo.shimane.jp/

市政や広報へのご意見・ご質問は  
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212  
佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444  
多伎支所 TEL86-3111

国民健康保険料 第3期  
後期高齢者医療保険料 第3期  
の納期は

9月16日(水)～  
9月30日(水)です。

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●